

保安規程変更届出書

原 第 9 号
2020年4月 1 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

富山 1号

北陸

代表

社長執行役員

金井 豊

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2020年4月1日

以上

変 更 内 容

- (1) 原子力規制における検査制度の見直しによる、「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正（2017年4月14日公布，2020年4月1日施行）に伴い，関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。
- (2) 「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の改正（2020年1月23日公布，2020年4月1日施行）に伴い，関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。
- (3) 分社化に伴い，関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。
- (4) 組織改正に伴い，関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。

以 上

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;">平成21年1月1日制定 平成29年7月12日改正</p> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p style="text-align: center;">平成21年1月1日制定 2020年4月1日改正</p> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">・改正・施行日の変更</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>① (3) 法定事業者検査(溶接事業者検査及び定期事業者検査)において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>① (3) 電気事業法に基づき溶接事業者検査及び定期事業者検査並びに原子炉等規制法に基づき使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査、定期検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>①表現の適正化（原子炉等規制法改正に伴い、電気事業法及び原子炉等規制法のそれぞれで実施する検査を明確化）</p> <p>②表現の適正化（電気事業法の対象であることを明確化）</p> <p>③表現の適正化（電気事業法の記載は「定期検査」）</p>

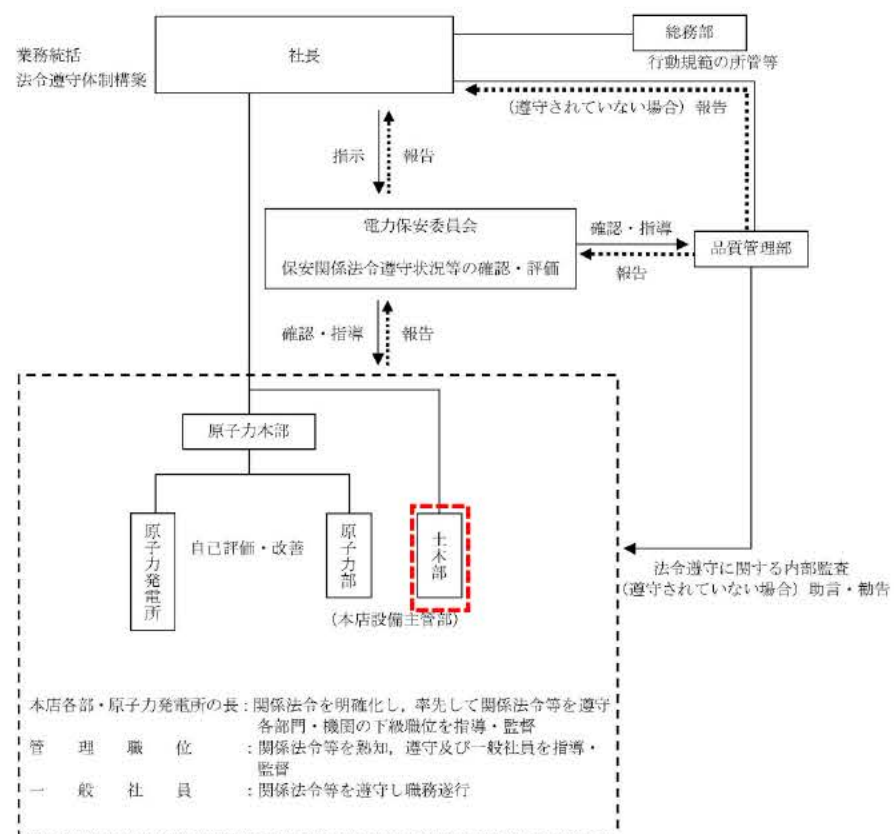
現 行	改定（案）	備 考
<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転，操作</p> <p>（運転，操作の基本）</p> <p>第 18 条 電気工作物の運転，操作を行うにあたっては，常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより，保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転，操作にあたっては，管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転，操作を実施させるか，若しくは運転，操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転，操作にあたっては，必要に応じあらかじめ手順を定める他，操作の都度安全を確認するなど，適切な方法，手順により確実に行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転，操作を行う必要がある場合は，給電指令に基づいてこれを行う。ただし，緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>（事故及び異常時の措置）</p> <p>第 19 条 電気工作物に事故が発生した場合，又は発生のおそれがあると認めた場合は，ただちに関係箇所へその状況を報告するとともに，適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は，次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ，事故の拡大を防止するとともに早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査，究明を行い再発防止に努める。</p> <p>（災害その他非常時の措置）</p> <p>第 20 条 台風，洪水，高潮，地震，津波，豪雪，大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については，災害対策基本法第 3 9 条及び原子力災害対策特別措置法第 7 条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 3 6 条の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 電気工作物の運転，操作</p> <p>（運転，操作の基本）</p> <p>第 18 条 電気工作物の運転，操作を行うにあたっては，常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより，保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転，操作にあたっては，管理職は機器の性能及び取扱方法を熟知した者に運転，操作を実施させるか，若しくは運転，操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転，操作にあたっては，必要に応じあらかじめ手順を定める他，操作の都度安全を確認するなど，適切な方法，手順により確実に行う。</p> <p>(3) 北陸電力送配電株式会社の中央給電指令所等からの指令で運転，操作を行う必要がある場合は，給電申合書に基づき給電指令によりこれを行う。ただし，緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>（事故及び異常時の措置）</p> <p>第 19 条 電気工作物に事故が発生した場合，又は発生のおそれがあると認めた場合は，ただちに関係箇所へその状況を報告するとともに，適切な措置を講ずる。</p> <p>2 電気工作物に事故が発生した場合は，次の各号により処置する。</p> <p>(1) 応急の処置を講じ，事故の拡大を防止するとともに早期の復旧に努める。</p> <p>(2) 可及的速やかに原因の調査，究明を行い再発防止に努める。</p> <p>（災害その他非常時の措置）</p> <p>第 20 条 台風，洪水，高潮，地震，津波，豪雪，大火及び原子力災害等に対する電気工作物の保安の確保については，災害対策基本法第 3 9 条及び原子力災害対策特別措置法第 7 条の定めるところによる。</p> <p>2 武力攻撃事態等に対する電気工作物の保安の確保については，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第 3 6 条の定めるところによる。</p>	<p>分社化に伴う表現の適正化</p>

改正前	改正後	備考
<p>別表第1（第4,5条） 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p>  <p>(中略)</p>	<p>別表第1（第4,5条） 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p>  <p>(中略)</p>	<p>・組織改正に伴う土木部の名称変更</p>

改正前

別表第2（第5条）

関係法令及び保安規程の遵守体制

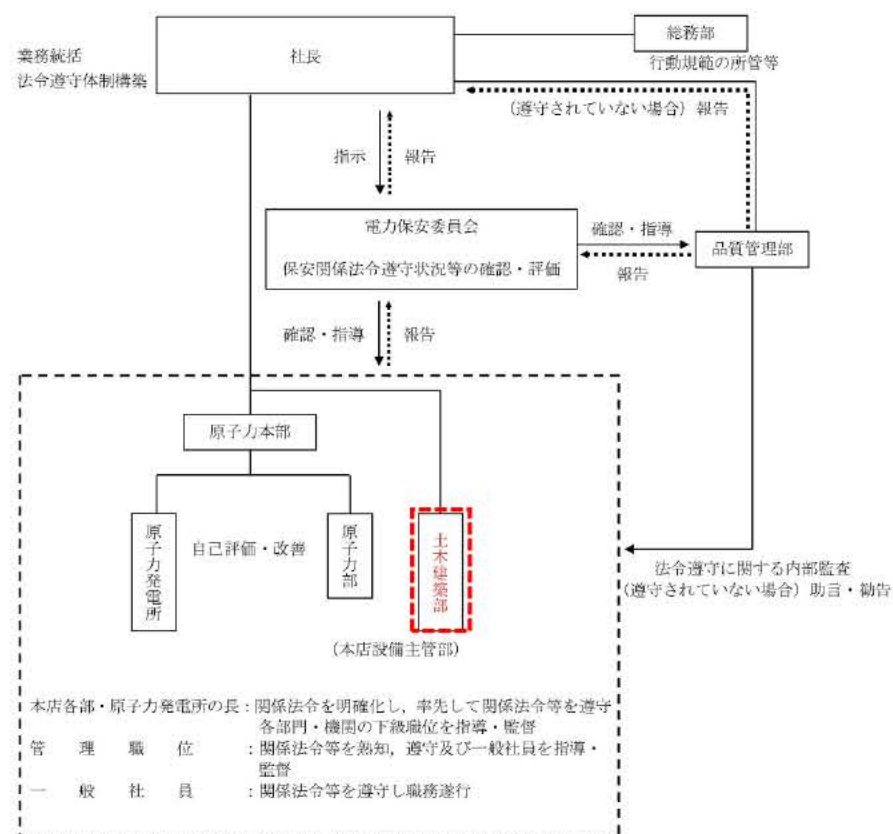


(中略)

改正後

別表第2（第5条）

関係法令及び保安規程の遵守体制



(中略)

備考

・組織改正に伴う土木部の名称変更

改正前	改正後	備考																																
<p>別表第4 社内規則一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保安規程の変更に関するもの</td> <td>(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則</td> </tr> <tr> <td>2. 電力保安委員会に関するもの</td> <td>(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程</td> </tr> <tr> <td>3. 主任技術者に関するもの</td> <td>(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針</td> </tr> <tr> <td>4. 保安教育に関するもの</td> <td>(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領</td> </tr> <tr> <td>5. 工事計画認可・届出に関するもの</td> <td>(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領</td> </tr> <tr> <td>6. 運転操作保守に関するもの</td> <td>(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領</td> </tr> <tr> <td>7. 非常対策に関するもの</td> <td>(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規則	1. 保安規程の変更に関するもの	(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則	2. 電力保安委員会に関するもの	(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程	3. 主任技術者に関するもの	(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針	4. 保安教育に関するもの	(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領	5. 工事計画認可・届出に関するもの	(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領	6. 運転操作保守に関するもの	(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領	7. 非常対策に関するもの	(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画	<p>別表第4 社内規則一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保安規程の変更に関するもの</td> <td>(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則</td> </tr> <tr> <td>2. 電力保安委員会に関するもの</td> <td>(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程</td> </tr> <tr> <td>3. 主任技術者に関するもの</td> <td>(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針</td> </tr> <tr> <td>4. 保安教育に関するもの</td> <td>(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木建築部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領</td> </tr> <tr> <td>5. 工事計画認可・届出に関するもの</td> <td>(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則</td> </tr> <tr> <td>6. 運転操作保守に関するもの</td> <td>(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領</td> </tr> <tr> <td>7. 非常対策に関するもの</td> <td>(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規則	1. 保安規程の変更に関するもの	(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則	2. 電力保安委員会に関するもの	(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程	3. 主任技術者に関するもの	(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針	4. 保安教育に関するもの	(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木建築部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領	5. 工事計画認可・届出に関するもの	(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則	6. 運転操作保守に関するもの	(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領	7. 非常対策に関するもの	(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う土木部の名称変更による規則名変更 ・法令の改正に伴う社内規定の位置付け変更 ・法令の改正に伴う社内規定の位置付け変更
項目	規則																																	
1. 保安規程の変更に関するもの	(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則																																	
2. 電力保安委員会に関するもの	(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程																																	
3. 主任技術者に関するもの	(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針																																	
4. 保安教育に関するもの	(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領																																	
5. 工事計画認可・届出に関するもの	(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領																																	
6. 運転操作保守に関するもの	(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領																																	
7. 非常対策に関するもの	(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画																																	
項目	規則																																	
1. 保安規程の変更に関するもの	(第3条関係) 保安規程(原子力)点検・改正に係る要則																																	
2. 電力保安委員会に関するもの	(第5条関係) 電力保安委員会の設置に関する規程																																	
3. 主任技術者に関するもの	(第7,8,9,10,11,12条関係) 志賀原子力発電所 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針																																	
4. 保安教育に関するもの	(第13条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 教育・訓練管理指針(原子力部) 土木建築部教育管理指針(原子力関係) 志賀原子力発電所 教育・訓練管理要領																																	
5. 工事計画認可・届出に関するもの	(第14条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則																																	
6. 運転操作保守に関するもの	(第15,16,17,18,19,21,22条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領																																	
7. 非常対策に関するもの	(第20条関係) 非常災害対策規程 防災業務計画 志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画 国民の保護に関する業務規程 国民の保護に関する業務計画																																	

改正前	改正後	備考								
<table border="1" data-bbox="320 369 1225 653"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 369 676 405">項目</th> <th data-bbox="676 369 1225 405">規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 405 676 653">8. 電気工作物の保安管理に関するもの</td> <td data-bbox="676 405 1225 653"> (第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	規則	8. 電気工作物の保安管理に関するもの	(第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則	<table border="1" data-bbox="1469 369 2374 653"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 369 1825 405">項目</th> <th data-bbox="1825 369 2374 405">規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 405 1825 653">8. 電気工作物の保安管理に関するもの</td> <td data-bbox="1825 405 2374 653"> (第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	規則	8. 電気工作物の保安管理に関するもの	(第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の改正に伴う社内規定の位置付け変更
項目	規則									
8. 電気工作物の保安管理に関するもの	(第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 志賀原子力発電所 保守業務管理要領 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則									
項目	規則									
8. 電気工作物の保安管理に関するもの	(第 23, 24, 25 条関係) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 施設管理要則 志賀原子力発電所 運転管理業務要領 原子力監査要則 文書・記録管理要則									

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変更理由

- (1) 原子力規制における検査制度の見直しによる、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正（2017年4月14日公布，2020年4月1日施行）に伴い，保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。
- (2) 「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」の改正（2020年1月23日公布，2020年4月1日施行）に伴い，保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。
- (3) 分社化に伴い，保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。
- (4) 組織改正に伴い，保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕を変更したため。